

令和4年度就職氷河期世代IT資格取得支援事業委託業務  
プロポーザル公募要領

令和4年2月7日

岐阜県商工労働部労働雇用課

第1	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続き等	
第3	評価に関する事項	5
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の決定	
5	選定結果の通知及び公表	
第4	契約についての留意事項	6
1	契約方法	
2	契約保証金	
第5	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
5	「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他	8
第8	問い合わせ先及び各書類の提出先	8
別表	評価項目及び評価基準	

# 令和4年度就職氷河期世代 IT 資格取得支援事業委託業務 プロポーザル公募要領

岐阜県は、就職氷河期世代の正社員就職を支援するため、IT 業界等の就職に役立つ資格や知識を取得できるよう「就職氷河期世代 IT 資格取得支援事業」を実施します。

当該事業について、民間企業等の機動性や知識、ノウハウ等を活用して効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザルにより事業者を募集します。

## 第1 募集の内容

### 1 委託業務名

令和4年度就職氷河期世代 IT 資格取得支援事業委託業務

### 2 業務内容

別添仕様書のとおり

### 3 委託業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 4 委託費の上限

9,941,602 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 第2 プロポーザルに係る事項

### 1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人格を有する法人（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、下記（1）から（11）までのすべての要件を満たすこと。共同体にあつては、代表構成員を含む全ての構成員が（1）から（10）までのすべての要件を満たし、かつ構成員のうち少なくとも1者が（11）の要件を満たす必要があるものとする。

（1）日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（3）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（4）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札

参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (8) 県税等の公租公課について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く。)がないこと。
- (9) 県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (10) 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登録されているものであること。
- (11) 過去3年間に、Webを活用したイベント、セミナー、研修等を開催した実績があること。

## 2 企画提案書の作成

事業の企画提案書を様式1、2により作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4(一部A3版資料折込使用可)とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

なお、企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意様式で添付することができます。

企画内容は実現可能なものとし、実施にあたっては県と調整することとしてください。

## 3 プロポーザルの手続き等

### (1) スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公開・配布	令和4年2月7日(月)～2月25日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和4年2月7日(月)～2月24日(木)
③ プロポーザル参加申込受付	令和4年2月7日(月)～2月25日(金)
④ プロポーザル企画提案書受付	令和4年2月7日(月)～3月7日(月) 正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和4年3月22日(火) (予定)
⑥ 評価結果の公表・通知	令和4年3月下旬(予定)

### (2) 公募要領等の配布

ア 配布期間 令和4年2月7日(月)～2月25日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

イ 配布場所 岐阜県商工労働部労働雇用課 就職氷河期世代支援係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁11階)

※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

(トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル)

### (3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

#### ア 質問書受付期間

令和4年2月7日（月）～2月24日（木）

#### イ 提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）の様式により、FAX又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

※提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

※電子メールの場合は、件名を「就職氷河期世代 IT 資格取得支援事業委託業務」として送信してください。

#### ウ 提出先

岐阜県商工労働部労働雇用課 就職氷河期世代支援係

TEL 058-272-8402（直通）

FAX 058-278-2676

E-mail c11367@pref.gifu.lg.jp

#### エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

（トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル）

### (4) プロポーザル参加申込書の受付

#### ア 受付期間

令和4年2月7日（月）～2月25日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

#### イ 提出書類

① 参加申込書（別紙2）

② 「第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件」が確認できる書類（ただし、（1）から（10）までについては、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に登載されている場合は、省略することができます。）

③ 共同体構成員届出書（別紙3）（該当する場合のみ）

④ 共同体協定書（別紙4）（該当する場合のみ）

⑤ 共同体委任状（別紙5）（該当する場合のみ）

#### ウ 提出方法

・参加希望者は上記「（4）イ提出書類」を、労働雇用課就職氷河期世代支援係まで持参又は郵送により提出してください。

なお、提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けません。

・持参による受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和4年2月25日（金）午後5時15分必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

#### エ 提出部数 1部

### (5) 企画提案書受付

- ア 受付期間 令和4年2月7日(月)～3月7日(月)  
午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)
- イ 提出書類
- ① 企画提案書(様式1、2)
  - ② 社会的課題への取り組み(様式3)
  - ③ 見積書(様式4)
  - ④ 法人等に関する書類
    - a 法人等概要書(様式5)
    - b 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
    - c 直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
  - ⑤ 誓約書(様式6)
  - ⑥ その他、企画提案内容の説明に必要な資料
- ウ 提出部数  
6部(正本1部、副本5部)
- エ 提出方法
- ・労働雇用課就職氷河期世代支援係あてに持参又は郵送により提出してください。
  - ・持参による受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日の3月7日(月)は正午まで)とします。
  - ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和4年3月7日(月)正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- オ その他  
プロポーザル評価会議において、上記イの提出書類を使用してプレゼンテーションを実施してください。

## (6) 参加に際しての留意事項

- ア 失格事由  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。
- a 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - b 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - c 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
  - d 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
  - e 公募要領に反すると認められる場合
  - f その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- イ 無効事由  
提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。
- ウ 著作権・特許権等  
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとし、ます。
- エ 複数提案の禁止  
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

- オ 提出書類の変更の禁止  
提出後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く。）。
- カ 返却等  
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- キ 費用負担  
企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ク その他
  - a プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
  - b 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
  - c 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
  - d 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日（休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、辞退届（様式自由）を労働雇用課就職氷河期世代支援係に持参又は郵送により申し出てください。

#### (7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。  
見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。
- イ 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）、著作権料は必要に応じて計上してください。
- ウ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。

#### (8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県商工労働部労働雇用課 就職氷河期世代支援係

(注意 1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、電子メール又は F A X にて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

(注意 2) メール送信の際は、件名に「就職氷河期世代 IT 資格取得支援事業業務委託」と記したうえで送信してください。

### 第 3 評価に関する事項

#### 1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「令和 4 年度就職氷河期世代 IT 資格取得支援事業業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、受託者の選定に当たっては、評価項目及び評価基準（別表 1）に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画内容の提案、事業の実施能力等を評価、採点します。構成員の評価点は、評価結果集計表（別表 2）で集計します。

#### 2 プロポーザル評価会議

##### (1) 開催日・場所

日時：令和 4 年 3 月 22 日（火）（予定）

場所：岐阜県シンクタンク庁舎 3-2 会議室（予定）

- (2) 企画提案の所要時間 (予定)
- |              |       |
|--------------|-------|
| プレゼンテーション    | 20分以内 |
| 評価会議構成員からの質疑 | 15分程度 |

(3) 注意事項

- ア 正式な開催日、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- イ 評価会議への出席は3名までとします。
- ウ 評価会議は非公開で行います。また、参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- エ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- オ プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書の受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

### 3 評価項目及び評価内容

別表のとおり

### 4 最優秀提案者の決定

- (1) 上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、順位点の合計が最も高い者を最優秀提案者とします。
- (2) 同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。  
上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。
- (3) 応募者が1者のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する場合があります。

### 5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知するとともに、ホームページ上で公表します。

## 第4 契約についての留意事項

### 1 契約方法

県は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県と最優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において順位点の合計が次に高い提案者と協議を行います。

### 2 契約保証金

岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)第114条第2号に掲げる要件に該当する場合は免除します。

## 第5 業務の適正な実施に関する事項

### 1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

### 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### 3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### 4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

### 5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

#### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

#### (2) 履行期間の延長

事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

## 第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の解除ができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際

は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

## 第7 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第8 問い合わせ先及び各書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁11階）  
岐阜県商工労働部労働雇用課 就職氷河期世代支援係  
TEL 058-272-8402（直通）  
058-272-1111（代表）内線3123  
FAX 058-278-2676  
E-mail c11367@pref.gifu.lg.jp